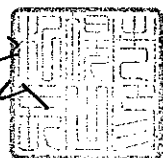


札幌市個人番号利用条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年2月29日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第1号

札幌市個人番号利用条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市個人番号利用条例施行規則（平成27年規則第58号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表1の1の項第1号中「昭和25年法律第114号」を「昭和25年法律第144号」に改め、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 生活に困窮する外国人に対して生活保護法第55条の8第1項の規定を準用して行われる被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

(2) 別表2の1の項(1)の目中「による個人の道府県民税の非課税の範囲」を「により個人の道府県民税を課されない者」に、「又は」を「若しくは」に、「による個人の市町村民税の非課税の範囲の確認」を「により個人の市町村民税を課されない者の確認又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第4条第1項の規定により森林環境税を課されない者（同項第3号に掲げる者を除く。）の確認」に改め、同項(5)の目中「又は」を「若しくは」に、「に係る事実」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号）第3条第1項の規定による森林環境税の免除の申請に係る事実」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表1の1の項の改正規定（同項第1号の改正規定を除く。）は、令和6年4月1日から施行する。